

新規追加個別事業一覧

(平成 20 年度)

事業名	事業の目標(指標)		事業概要						
	初年度予定値 (設定年度)	目標値 (設定年度)							
所管部									
体系番号(基本目標－基本施策)			1	－	2	－	－	－	－
育児不安保護者支援事業(くりのみグループ)	参加人数		子育てに特に不安、困難のある保護者が月2回集まり、精神科医師、児童心理司、児童福祉司等の司会の下、自由な話し合いの場を持つ。必要な場合には託児を行い、子供の特性の把握も併せて行う。自己表現、相互の意見交換、助言などを通し、保護者の精神的安定を図り、自己解決能力を高める。						
	5人 (平成20年度)	10人 (平成21年度)							
児童福祉総合センター									
体系番号(基本目標－基本施策)			1	－	2	－	－	－	－
育児不安保護者支援事業(コモンセンス・ペアレンティング・トレーニング)	実施人数		子育てに不安を抱えている保護者や虐待的関わりを含む不適切な養育を行っている保護者に対して、コモンセンス・ペアレンティングの方法を用いた子育てプログラムを提供し、子どもの問題行動への適切な対処法を学んでもらうと同時に、親子関係の改善を図る。						
	4人 (平成20年度)	6人 (平成21年度)							
児童福祉総合センター									
体系番号(基本目標－基本施策)			2	－	2	－	－	－	－
特定優良賃貸住宅を活用した子育て支援事業	子育て世帯の入居戸数		子育て世帯に対する経済的負担を軽減するため、既存の特定優良賃貸住宅ストックを活用して、子育て世帯に対する家賃の補助を拡大し、子育てしやすい良質な賃貸住宅を提供するものである。						
	271戸 (平成20年度)	351戸 (平成22年度)							
(都)市街地整備部									
体系番号(基本目標－基本施策)			2	－	3	－	－	－	－
札幌市ワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業	認証企業数		企業におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の重要性の普及啓発とその取組促進を目的として、ワーク・ライフ・バランスに配慮する職場環境づくりに取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証する制度を創設し、併せて認証企業に対する支援(アドバイザーの派遣や助成金支給等)を実施する。						
	50社 (平成20年度)	250社 (平成22年度)							
(子)子ども育成部									
体系番号(基本目標－基本施策)			2	－	5	4	－	5	－
豊明高等養護学校における教育の充実	豊明高等養護学校の学級数		知的障がいのある生徒を対象とする高等特別支援学校について、札幌圏の定員が不足していることから、市立豊明高等養護学校において、定員増とそれに伴う必要な教室等の整備を行う。 また、生徒の多様なニーズや新たな職域等への対応を図るため、職業学科をあり方を含めた教育内容の検討及び整備を行う。						
	19学級 (平成20年度)	21学級 (平成22年度)							
学校教育部									
体系番号(基本目標－基本施策)			3	－	1	－	－	－	－
夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務委託	初期調査件数		児童虐待に対応するにあたり、もっとも重要なことは、速やかな初期対応であることから、平成20年4月1日より、夜間・休日における児童虐待通告等について市内にある2箇所の児童家庭支援センターに初期対応の調査を委託することとした。						
	50件×2施設 (平成20年度)								
児童福祉総合センター									

事業名	事業の目標(指標)		事業概要								
	初年度予定値 (設定年度)	目標値 (設定年度)									
所管部											
体系番号(基本目標－基本施策)			3	－	2	－	－	－	－		
札幌市子どもを守るネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)	年間開催回数 ①代表者会議 ②実務者会議		被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に児童福祉法(第25条の2)において規定された「要保護児童対策地域協議会」として設置・運営する。								
児童福祉総合センター	①1回 ②4回×10区 (平成20年度)	①1回 ②4回×10区 (平成21年度)									
体系番号(基本目標－基本施策)			4	－	1	－	－	－	－		
子どもの映像制作体験事業	事業への参加者数		将来本市の文化振興の担い手となる子ども達に、専門家の指導の下、本格的な映画制作を一から体験させ、本市の新しい映像文化環境を創出する。								
(観)文化局	15人 (平成20年度)	20人 (平成22年度)									
体系番号(基本目標－基本施策)			4	－	1	－	－	－	－		
子どもの美術体験事業	参加児童数		小学校へのアーティストの派遣、小学生の美術館への招待等の様々なアプローチにより、次代を担う子ども達に美術を体験させる事業。								
(観)文化局	1,220人 (平成20年度)	3,200人 (平成22年度)									
体系番号(基本目標－基本施策)			4	－	1	4	－	2	4	－	－
みんなが集い学び楽しむ公園緑地づくり事業	利活用促進のためのイベント等実施数		公園緑地の利活用促進のため、イベントなどの企画・実施、効果的な情報の受発信の検討・実施などを行うとともに、積極的な情報提供を行うための拠点機能の充実強化・新設などによる拠点とネットワークづくりを進めるほか、ボランティア活動や公園樹木落葉等のリサイクル活動の拡充に向け、市民との協働による各種取り組みを一体的に実施します。								
みどりの推進部	年42回 (20年度)	年70回 (21年度)									
体系番号(基本目標－基本施策)			4	－	1	－	－	－	－	－	
アジア学生交流事業	市民交流参加者数		国の「21世紀東アジア青少年大交流計画」の実施に伴い、札幌市においても、来札するアジア諸国の青少年との交流を通して、多様なアジアの文化や社会への理解を深めるとともに、来札するアジアの学生に札幌の魅力をアピールし、アジア諸国での札幌の知名度向上につなげるため、「札幌アジア学生交流事業」を実施する。								
(総)国際部	500人 (平成20年度)	500人 (平成21年度)									
体系番号(基本目標－基本施策)			5	－	1	－	－	－	－	－	
福祉と多世代のふれあい公園づくり事業	キッズコーナーの整備カ所		多世代交流や親子同士のふれあいを目的として、児童会館や地域主体で行われている子育てサロンと隣接する既設公園の中に、地域やサロン参加者の意見を取り入れたキッズコーナーを整備します。								
みどりの推進部	0カ所 (20年度)	5カ所 (21年度)									

「札幌市放課後子どもプラン」の概要

*** 札幌市放課後子どもプランの概要 ***

1. プランの策定にあたって

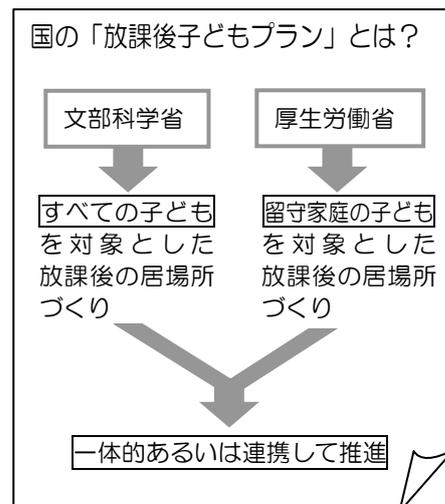
●プランの策定背景

国の「放課後子どもプラン」の創設や、子どもと子育て家庭への支援策として札幌市で策定済みの「さっぽろ子ども未来プラン」における放課後の子どもの健全育成に関する取組が計画を上回って施策を実施していること、平成19年12月に策定した「第2次札幌新まちづくり計画」において未来を担う子どもが健やかに育つ環境を充実するための事業を推進することとしていることを踏まえ、

「さっぽろ子ども未来プラン」や「第2次札幌新まちづくり計画」にある関連施策や事業などについて、今後の札幌市における子どもたちの放課後などの居場所づくりの視点から体系化し、総合的な放課後対策を推進します。

●プランの期間・・・平成20年度から平成22年度までの3年間

●プランの対象・・・小学生が、児童会館やミニ児童会館などで、放課後に継続して活動するための事業



2. 札幌市の現状と課題

札幌市の小学生の子ども数は昭和58年度をピークに減少し、出生率も低下傾向が続いています。

総合的な放課後対策の実施状況

児童会館事業

高校生以下の子どもたちのための児童会館を中学校区単位に設置しています。児童会館では、留守家庭の子どもに一定の配慮を行いつつ、留守家庭の子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通して健全育成を図っています。

ミニ児童会館事業

児童会館が利用しづらい地域の小学校の余裕教室などを活用して、ミニ児童会館を整備しています。ミニ児童会館では、当該小学校の子どもを対象に、児童会館と同様の方針で子どもたちの健全育成を図っています。

その他の放課後対策の実施状況

地域活動推進事業

学校・家庭・地域の連携、協力を推進しており、地域ぐるみでの子どもの健全育成に向けた取組を行っています。

民間児童育成会への助成

留守家庭の子どもの居場所の一つとして、地域の児童育成関係者や父母などで構成された育成委員会が実施している民間の児童育成会に、一定の要件を満たした場合に助成金を交付しています。

その他の活動

自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、子どもたちの発達段階に応じた多様な体験機会を提供しています。

*** 総合的な放課後対策における課題 ***

居場所がない小学校区への対応

児童会館やミニ児童会館がない小学校区などに、児童会館までの距離や、子どもの数などを勘案しながら、放課後の居場所を確保する必要があります。

ミニ児童会館の整備の促進

児童数が多い小学校には余裕教室がないこともあるため、近くに児童会館がないなど特に必要性が高い小学校には余裕教室の活用以外の整備手法を検討する必要があります。

児童クラブの大規模化の解消

児童会館で留守家庭の子どもを対象として開設している児童クラブの登録児童数の増加に伴い、児童会館によっては児童クラブが大規模化しているため、これを解消する必要があります。

学校や地域との連携の促進

学校や地域の人たちにも児童会館などの存在や役割を知ってもらい、学校や地域とともに、子どもたちの健全育成に関する取組を進めていく必要があります。

学習機会を提供する取組の充実

児童会館などでは、遊びを中心に健全育成を図っていますが、子どもが人間性をより豊かに育むためには、学びにも着目し、学ぶ意欲がある子どもへの対応を充実する必要があります。

3. プランの概要

●基本的な考え方

札幌市では児童会館やミニ児童会館において既に総合的な放課後対策を実践しています。一方では、国のほうが、より充実した取組を考え方として盛り込んでいるところもあります。

よって、児童会館やミニ児童会館での事業を基本として、小学校区を単位として放課後などの居場所を増やしていくとともに、従来の事業内容の充実を図ることとしています。

●プランの目標及び体系と具体的な内容

基本理念

「すべての子どもたちが安全で安心に過ごすことができる放課後の居場所づくり」

基本目標1

小学校区ごとに放課後の居場所を確保する取組

①児童会館

高校生までのすべての子どもの施設として、引き続き事業を実施していきます。

④留守家庭の子どもの居場所確保

ミニ児童会館の整備を通して児童クラブの設置を進めます。

②ミニ児童会館の整備促進

余裕教室の発生状況を見極めながら、整備が急がれる小学校から優先的に整備していきます。また、特に優先度が高いが余裕教室がない場合には、増築や別棟建設などの整備手法も取り入れていきます。

⑤地域活動推進事業の活用

児童会館やミニ児童会館、モデル事業の実施が困難な小学校において、子どもたちの放課後の居場所づくりの一つとしての事業展開に配慮します。

③モデル事業の実施

ミニ児童会館整備の優先順位が低い藤の沢小学校をモデルに、留守家庭ではない子どもを対象とした事業を実施します。

⑥その他の活動の推進

次代を担う子どもたちが健やかに育むための様々な事業などについて、札幌市で策定している各種計画に基づき積極的に推進していきます。

基本目標2

児童会館などの事業内容をより良くするための取組

①学校・地域との連携強化

学校や地域との連携組織への参加などを通して、子どもたちが地域で健やかに育つための居場所づくりを推進するとともに、子どもたち自身の地域への愛着を深める取組を実施します。

②学習支援の充実

学習したいと思う子どもがより意欲的に取り組むことができるような環境づくりを進めるとともに、遊びの要素を取り入れた学びの提供を行います。

4. プランの推進に向けて

●関係部局の連携

子どもたちの放課後などの居場所づくりを円滑に進めるため、子ども未来局と教育委員会による連携プロジェクトが中心となって、このプランを推進していきます。

●関係者との協力体制とプランの点検

「さっぽろ子ども未来プラン」の点検などを行っている札幌市次世代育成支援対策推進協議会が、このプランの推進委員会を兼ねることで、次代を担う子どもを総合的に育成する広い視点での意見聴取及び協力を行います。また、プランの実施状況についても、この推進委員会が点検を行い、各種事業の円滑な実施に努めていきます。

